

農企第28号
農整第42号
令和8年4月17日

関係室課長 殿
関係出先機関の長 殿

農林水産部長

余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いの
試行について（通知）

このことについて、施工時期の平準化や適正な請負代金・工期の設定を促進するため、下記のとおり試行することとしたので通知します。

記

1 余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛について

余裕期間制度を活用する工事の受注者は、工事の始期時点の労務・資材単価及び歩掛に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

(1) 余裕期間制度を活用する工事については、次の式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 工事の始期時点の労務・資材単価及び歩掛[※]により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

※単価及び歩掛については、積算システムに登録のあるもののみを対象とし、見積や特別調査による単価・歩掛は当初設計時点のものとする。

(2) (1) の適用以降の賃金等の変動については、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月17日付け（令和5年2月15日一部改定）農企第43号、農整第79号農林水産企画課長・農村整備課長連名通知）1（1）及び2から9まで（5（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

3 特別仕様書への明示

特別仕様書には、次の通り明示する

第〇条 余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱い

- 1 余裕期間制度を活用する工事については、工事の始期時点の労務・資材単価及び歩掛に基づく請負代金額に変更を請求することができる。
- 2 ただし、当該変更に伴う価格の変動を、元請・下請間及び資材業者等との契約においても適切に反映し、必要な価格転嫁が確実に行われるよう努めること。
- 3 請負代金額変更の請求にあたっては、「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」によるものとする。この通知文は、富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる。

(<https://www.pref.toyama.jp/1602/sangyou/shoukoukensetsu/kensetsugyou/>

[kj00021720/kj00021720-33-01.html](https://www.pref.toyama.jp/1602/sangyou/shoukoukensetsu/kensetsugyou/kj00021720/kj00021720-33-01.html))

※本通知時点で既に作成済みの設計図書を修正する必要はありません。

特別仕様書に上記条件が記載されていない場合でも、余裕期間制度を活用する工事は本通知による運用の対象となります。

4 具体的な手続きについて

本通知は、富山県建設工事標準請負契約約款第 53 条（多年度契約の場合は第 54 条）の規定に基づく請負代金額の変更の協議である。

その具体的な手続き等を「(別紙) 余裕期間制度における単価及び歩掛変更の手続き」のとおり取り扱う。

5 その他

本通知は、令和 8 年 4 月 17 日以降に決裁を行う工事から適用する。

ただし、令和 8 年 4 月 17 日時点で余裕期間内である（工事の始期を迎えていない）工事は上記に関わらず適用できるものとする。

(事務担当：農村整備課技術管理係)

(別紙) 余裕期間制度における単価等変更の手続き

「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」の運用に係る手続等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととする。

1 受注者との協議

受注者は、請負代金額変更の協議の請求を行う場合、工事の始期以降、可能な限り速やかに請求を行う。

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、当該請求を受けた日から7日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

2 請負代金額変更の手続き

「(別紙) フロー図」のとおりとする。

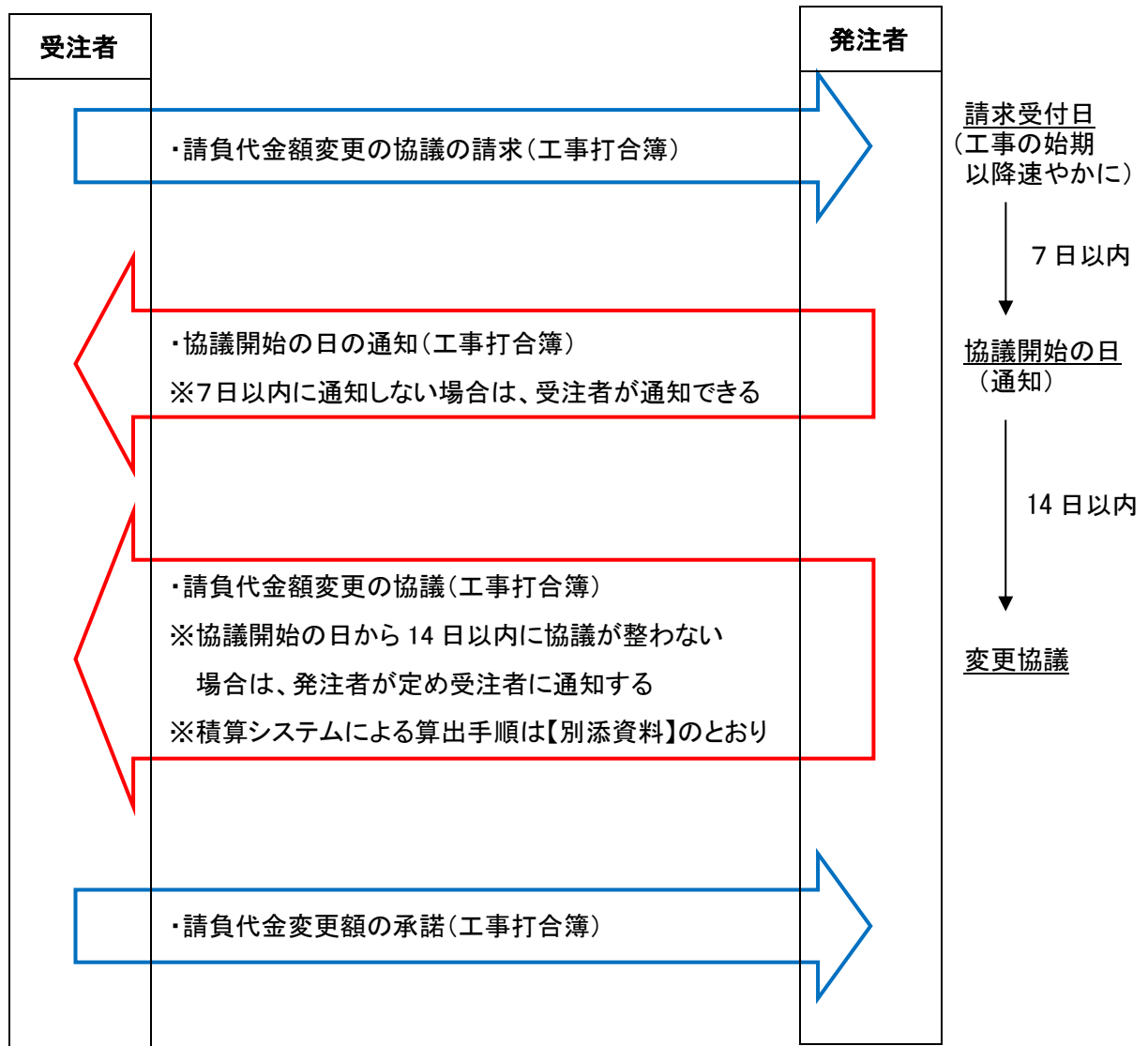
なお、発注者は請負代金額変更承諾書を受領した後、受注者がその変更額に基づいて予算及び工程を管理することを考慮すれば、速やかに変更契約を行うことが望ましいが、変更額を受発注者が相互に確認しあっていることから精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。

3 適正な労務費等の確保

受注者は、当該変更に伴う価格の変動を、元請・下請間及び資材業者等との契約においても適切に反映し、必要な価格転嫁が確実に行われるよう努める。

(別紙) フロー図

「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」の運用に係る請負代金額変更手続きフロー



・発注者は請負代金額変更額承諾書を受け取り、速やかに変更契約を行うことが望ましいが、精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。

・上記の「請求受付日」、「協議開始の日」、「変更協議」については、全て同日に実施して構わない。

(工事打合簿 記載例1) 受注者側 請負代金額変更の請求

※工事の始期以降、可能な限り速やかに請求すること。

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 監督員名 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 会社名 <small>現場代理人名</small>	発議 年月日	○年○月○日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示: 下記事項について指示します。 <input type="checkbox"/> 協議: 下記事項について協議します。 <input type="checkbox"/> 承諾: 下記事項について承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他: (請求)		
工事名			
場 所	地内		
工種名	内 容		
	<p>(例)</p> <p>「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」 の運用により、請負代金額変更の協議を請求します。</p> <p>工事の契約日：○年○月○日 工事の始期： ○年○月○日</p>		

(工事打合簿 記載例2) 発注者側 協議開始日の通知・変更請負代金額の協議

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 監督員名 <input type="checkbox"/> 受注者 会社名 <small>現場代理人名</small>	発議 年月日	○年○月○日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示: 下記事項について指示します。 <input checked="" type="checkbox"/> 協議: 下記事項について協議します。 <input type="checkbox"/> 承諾: 下記事項について承諾します。 <input type="checkbox"/> その他: ()		
工事名			
場 所	地内		
工種名	内 容		
	<p>(例)</p> <p>○年○月○日付で請求のあった「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」の運用に係る協議開始の日を、本日と定めたので通知します。</p> <p>また、変更請負代金額について、下記の通り協議します。 異議がなければ、承諾書を提出願います。</p> <p>変更請負代金額 円 (円増額)</p>		

(工事打合簿 記載例3) 受注者側 変更請負代金額の承諾

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 監督員名 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 会社名 <small>現場代理人名</small>	発議 年月日	○年○月○日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示:下記事項について指示します。 <input type="checkbox"/> 協議:下記事項について協議します。 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾:下記事項について承諾します。 <input type="checkbox"/> その他:()		
工事名			
場 所	地内		
工種名	内 容		
	<p>(例)</p> <p>○年○月○日付で協議のあった下記の変更請負代金額について、承諾 します。</p> <p>変更請負代金額 円 (円増額)</p>		